

令和4年度（2022年度）公共事業（大規模等）事前評価調査

（様式3）

調書番号	06-09	基準年月日	令和5年3月1日
所管部	農政部	作成責任者	農政部農村振興局農村計画課長 鈴木 仁志
		担当係	畑地計画係（内）27-426

I 基本事項

事業種別	道営土地改良事業費（水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備型））					
ふりがな 地区名	きたみかわみなみに 北見川南2			市町村名	北見市	
事業期間	採択	R6 (2024)	完了	R12 (2030)	総事業費	1,000 百万円
負担割合	国	52.0%	道	28.0%	市町村	—
		520		280		—
事業目的・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>●畑作物の生産振興及び畑作経営の改善等を図る。</li> <li>●地域農業をささえる担い手農家の経営体質を改善し、安定した農業経営の確立を目指す。</li> <li>●担い手への農地集積を図る。</li> <li>●事業実施により安全・安心な食の生産をささえる。</li> </ul> 【アウトカム】 等					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業実施前（R5年（2023年））の担い手農地利用集積率（受益面積のうち担い手が耕作する面積の割合）は99.3%だが、本事業を実施することにより事業完了翌年に99.3%の高水準を維持することが可能となる。</li> </ul>					
事業概要	本地区は北見市の南東部に位置する畑作地域である。 本事業において、区画整理によりほ場の勾配等を緩和し農作業効率の向上を図る。併せて排水改良のための暗渠排水、保水性を改善するための客土、作物生産の支障となる石礫の除去により作物生産性向上を図ることで、競争力のある農業の実現に資する。					
工事費内訳	受益面積 206ha 受益戸数 32戸 ○区画整理 A=206ha（整地、暗渠排水、客土、除礫） ○測量設計費 ○用地補償費					（百万円） 840 146 14
	計					1,000
総合計画での位置付け	総合計画の体系	大項目	中項目	小項目	施策名	
		経済・産業	農林水産業の持続的な成長	潜在力のフル発揮で地域の経済・社会を支える農業・農村づくり	農業農村整備の推進	
特定分野別計画での位置づけ	施策目標	【計画名：第6期北海道農業・農村振興推進計画 P23】 （農業の生産力・競争力強化に向けた農業生産基盤の整備） ほ場の大区画化や農地の排水対策、高品質で安定した生産を支える畑地かんがい、農産物の輸送の効率化や農業用車両の安全な走行を支える農道など、農業の生産力と競争力の強化に向けた整備を、農業者が積極的に取り組めるよう配慮しながら、計画的かつ効果的に推進する。				
	関連する指標	食料自給率（カロリーベース） 令和12年度（2030年度） 目標値：268%				

## II 評価

1. 必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本地区は、小麦、ばれいしょ、てんさい、豆類の4品にたまねぎや水稻、牧草、青刈りとうもろこし等を取り入れた大規模な複合畑作経営が展開される地域である。</li> <li>●本地区では、全国一のたまねぎの生産地として、たまねぎ生産組織とJAが共に連携を図り、安定供給を前面に掲げた中で、品質の高位平準化に向けた取組を実施し、消費者の皆様から「選ばれる・求められる」産地の構築、JAきたみらいブランドの確立に向け邁進している。</li> <li>●たまねぎについては、黄玉ねぎやペコロスといった多品種の作付が行われているほか、JGAP認証された生産者によりイトーヨーカドーグループへ出荷している「きたみらい1Yグループたまねぎ」や、限定した生産者により環境への負担を軽減した栽培に取り組んでいる「ECOみらいたまねぎ」などで化学農薬や化学肥料の使用を北海道基準の2割から5割程度抑えた環境に配慮した安心安全で持続可能性を考えた農業に取り組んでいる。</li> <li>●JAきたみらいにより地元農産物を活用した、レトルトカレー、ドレッシング、コロッケなど、さまざまな加工品の開発がされ、オンラインショップや市内のスーパー、コンビニなどで販売が行われている。また、農薬や化学肥料の使用量を必要最小限にとどめる技術を導入した「北のクリーン農産物表示制度」基準に適合した、北海道安心ラベル「YES! clean」マークを取得するなど環境に配慮した生産が行われている。</li> <li>●本地区では未整備ほ場において急勾配、排水不良、保水性不足、石礫過多等が営農の支障となっており、ほ場条件の格差を生む要因となっている。</li> <li>●そのため、大型機械の効率的な作業を行うための区画整理の実施と併せて、排水不良を解消する暗渠排水、保水性を改善するための客土、営農の支障となっている石礫の除去を行い、将来にわたる効率的かつ安定的な農業経営の改善を図る必要がある。</li> </ul>	
2. 適切性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●実施にあたり関係機関との協議調整や専門的な知識が必要とされることから、北海道による実施は適切と判断する。</li> <li>●事業実施要綱等に基づく道営事業の要件（受益面積100ha以上）を具備しており、北海道が実施主体となる。</li> </ul>	
3. 代替案の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>●整地は、運土量、運土距離、土質により適切な工法を選定している。</li> <li>●暗渠排水の管種と疎水材の決定に際しては、入手の容易さや供給量が十分あり、地域の実績等をもとに選定している。</li> <li>●客土は、保水性を改善するための客入土が確保可能な土取場を選定している。</li> <li>●除礫は、作物の生育に支障がなく、経済的な工法を選定している。</li> </ul>	
4. 緊急性・優先性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区内には、未整備ほ場など農業生産に不利な条件の農地が存在し、保水力不足、排水不良や石礫による作物の生育不良が著しく、作業機械の効率的な運用が困難となっていることから、早急に整備を行う必要があり、緊急性が高い。</li> <li>●新たな食料・農業・農村基本計画では、食料自給率の向上を目標に掲げ、講ずべき施策として農業生産基盤整備を示しており、食料の安定生産に寄与する本事業の優位性は高い。</li> </ul>	
5. 環境への影響・配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本地区は、北見市が策定した「田園環境整備マスタープラン」において環境配慮区域に位置づけされている。</li> <li>●地区内に生息する動植物の生息環境を把握する地域調査等を行い、生態系や景観に配慮した環境保全対策について、オホーツク総合振興局が開催した環境情報協議会にて提案し了解を得ている。</li> </ul>	
6. 妥当性	根拠法令等	土地改良法、北海道農業・農村振興条例
	その他	北海道総合計画、第6期北海道農業・農村振興推進計画、第2期北見市総合計画
	<p>【地域の動向・意向】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●R1(2019) 関係農業者や北見市からオホーツク総合振興局へ整備要望</li> <li>●R1(2019)～ 受益者、北見市と協議調整、整備要望のとりまとめを行う</li> <li>●R1(2019) 北見市農業農村整備事業管理計画に記載</li> <li>●R4(2022) 北見市から道営土地改良事業計画策定要望の申請</li> </ul> <p>【事業関係手続】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●R5(2023) 整備要望を反映した事業計画概要の作成（予定）</li> </ul>	

7. 事業効果	経済効果の内訳（百万円）		費用の内訳（百万円）		B/C
	作物生産効果	981	区画整理	881	
営農経費節減効果	780	関連施設	175		
国産農産物安定供給効果	162				
合計（B）	1,923	合計（C）	1,056		
8. 事業特性による特記事項	【備考】				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「土地改良事業の費用対効果分析マニュアル」（農林水産省 H30改正）に基づき算出している。</li> <li>経済効果の合計と費用の合計は、「工期+40年」の累計で算出しR5年度に現在価値化している。</li> <li>費用の合計は現在価値化しているため事業費と異なる。</li> <li>暗渠排水の前歴事業にかかる費用を「関連施設」として計上している。</li> </ul>				
8. 事業特性による特記事項	【協議・調整状況】				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当事項：暗渠排水落口接続、埋蔵文化財包蔵地に係る協議</li> <li>実施状況：いずれの協議も終了しており、工法等について了解を得ている。</li> </ul>				
8. 事業特性による特記事項	【その他】				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業農村活性化計画を作成。（農地集積計画）</li> <li>負担割合の「その他」は、農業者の負担割合及び負担金である。</li> <li>担い手：農業経営の改善に意欲的で、市町村が認定した地域農業を担う農業経営者。</li> </ul>				
<b>III 今後の対処方針</b>					
対処方針	農地の整備水準の向上に大きく寄与し、地域農業の維持に大きく貢献するとともに国民への食料の安定供給に資することから要望を行うことは妥当である。				
	a	a：要望を行うことは妥当 b：要望に当たって検討を要する c：要望を行うことは妥当でない			



# 水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備型）

きたみかわみなみに

## 北見川南2地区 計画一般図

凡 例	
-----	市町村界
-----	地区界
▭	区画整理
▲	土取場
■	受益地
■	
■	畑

